

令和8年度 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業のご案内

介護福祉士国家試験を実務経験ルートで受験する方で、介護福祉士実務者研修（以下「実務者研修」といいます）を受講している方に、その受講に必要な資金を貸付する制度です。

介護福祉士資格登録後、神奈川県内の事業所または施設で介護等の業務に2年間継続して従事された場合、貸付金の返還免除の申請が可能となります。

■ 貸付申請書類の入手方法

在学している実務者養成施設へ貸付申請を希望する旨を申し出て、申請書類一式を入手してください。

■ 書類の提出先

貸付申請に必要な書類をそろえたら実務者養成施設へ提出してください。

■ 貸付申請期間

令和8年4月1日（水）～ **貸付枠が上限に達し次第受付終了**

※貸付申請期限は令和8年9月30日（水）（当日消印有効）となりますが、その前に貸付枠が上限に達した場合は受付終了とさせていただきます。

■ 貸付金額

200,000 円以内（無利子）

■ 貸付要件等

※次の1～6をすべて満たす方が対象です



- 1 実務者養成施設への申請書類提出時に、実務者養成施設に**在学中**の方
- 2 実務者養成施設への**申請書類提出時に、神奈川県内で介護等の業務に従事している方**
- 3 実務者養成施設への**申請書類提出時に、介護職として3年間以上従事しており、介護福祉士国家試験の受験要件を満たしている方（実務経験を見込みで受験する方は対象外）**
- 4 介護福祉士の資格登録後、神奈川県内の事業所または施設で2年間継続して介護職にて従事する意思のある方
- 5 貸付申請年度に実務者研修を修了し、当該年度の介護福祉士国家試験を受験する方
- 6 実務者養成施設への申請書類提出時に65歳以下の方

【注 意 事 項】

- 貸付申請には、連帯保証人が必要です。
 - ・日本国内に居住しており、貸付申請時に20歳以上80歳以下で前年度の収入及び今年度の収入見込みが150万円以上の方 ※外国籍の方は在留資格が永住者であること
 - ・連帯保証人は返還となった場合、借受者とともに返還する義務があります。
- 申請者は、他の申請者の連帯保証人となることはできません。また、連帯保証人は、自身が借受者となること、及び複数の連帯保証人となることはできません。
- 次の貸付金の返還免除要件①②を満たした場合に返還免除の申請が可能になります。
 - ①実務者研修修了後、介護福祉士の国家試験に合格し、合格後1年以内に介護福祉士登録を行う
 - ※介護福祉士の国家試験に合格しなかった場合は、貸付申請年度の受験からその翌々年度の国家試験の受験まで、貸付金について返還猶予期間とすることが可能です。
 - ただし、翌々年度までに合格できない場合は、貸付金を全額返還していただきます。
 - ※令和7年度から導入された「パート合格」について
 - 本貸付制度では「貸付申請年度の翌々年度までに全パートに合格し、介護福祉士の資格登録をすること」が必要です。
 - ②介護福祉士資格登録後、神奈川県内の事業所または施設で「介護等の業務」を2年間継続して従事する「2年間継続して従事する」とは
 - ※介護福祉士として730日在籍したうちの360日（月平均15日）以上または週20時間以上の従事をすること
 - ※家族の扶養の範囲で従事している方についても、介護福祉士登録後は返還免除要件を満たす従事が必要となります。

- ・こちらは「貸付金」です。
- ・貸付には審査があります。審査結果によっては、貸付できない場合があります。また、審査内容等についてはお答えできません。
- ・返還免除要件を満たさない場合は、全額返還となります。

実務者研修受講資金貸付事業に関する詳細は、
かながわ福祉人材センターホームページをご覧ください

かながわ福祉人材センター 実務者研修受講資金貸付 検索



【問い合わせ先】

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター13階

TEL 045-312-4816 月～金（土日祝日除く） 9：00～12：00、13：00～17：00